

○岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付要綱

令和6年6月28日

告示第156号

改正 令和7年3月27日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び羽島市が定める地方版総合戦略に基づき、人口減少社会においても羽島市が活力を保ち続けるために、「羽島市の将来を支える人を呼び込む」という視点から、東京都内に本部がある東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了し、就職とともに羽島市に移住をした者に、予算の範囲内において岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 地方就職支援金の交付対象となる者は、申請時において、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(ア) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること（次条第1項第1号に規定する地方就職支援金に係る申請（以下「交通費の申請」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合を含む）。ただし、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）は除くものとする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(ア) 羽島市に移住したこと。ただし、交通費の申請については、岐阜県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中（卒業見込み）に交通費の申請をする場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 地方就職支援金の申請日から5年以上継続して羽島市に居住する意思を有していること。ただし、在学中（卒業見込み）に交通費の申請をする場合は、卒業・修了後に次号の要件を満たす企業等に就職し、羽島市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

エ その他市長が地方就職支援金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

ア 就業先企業等に関する要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(ア) 勤務地が岐阜県内に所在する企業等に前号ア(ア)の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中（卒業見込み）に交通費の申請をする場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 岐阜県内の勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中

(卒業見込み)に交通費の申請をする場合は、岐阜県内での勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(交付金額)

第3条 地方就職支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 地方就職支援金のうち交通費 前条第1項第2号の要件を満たす企業等の採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額(1,000円未満切捨て)とし、11,000円を上限とする。
- (2) 地方就職支援金のうち移転費 前条第1項第2号の要件を満たす企業等への就職に伴い、羽島市へ移住するために要した移転費の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、最低限の費用であることが証明できない場合は、81,500円を上限とする。

2 地方就職支援金の交付は、交通費及び移転費についてそれぞれ一人につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第4条 地方就職支援金の申請をしようとする者は、地方就職支援金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)、就業先企業等による就業(内定)証明書(別記第2号様式)、交通費等の領収書及び本人確認書類の写しに加え、第2条第1項第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、申請日が属する年度の1月末日までに行わなければならない。

(交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、地方就職支援金交付決定通知書(別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、地方就職支援金の交付が不適当と認めるとき又は予算上の理由等により交付ができないときは、地方就職支援金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(地方就職支援金の交付)

第6条 市長は、地方就職支援金の交付決定を行った申請者に対して、申請から4月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者は、地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条に規定する再交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、地方就職支援金交付決定通知書（再交付）（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次条各号に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかその他の地方就職支援金の適切な交付に関して必要な事項を確認するため、必要があると認めるときは、当該者に対して必要な報告を求め、及び必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により地方就職支援金の交付を受けた者に対して必要な報告を求め、及び必要な調査を行った場合において、当該者が報告又は調査への協力に応じないときは、地方就職支援金の返還を請求することができる。この場合において、返還の請求の手続については、次条及び第11条の規定を準用する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、地方就職支援金の交付決定を取り消し、地方就職支援金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。ただし、就業している企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 交通費の申請をした日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業等へ就業しなかったとき。
- (2) 交通費の申請をした日から1年以内に、羽島市に転入しなかったとき（ただし、交通費の申請をした日に既に羽島市に住民票がある場合を除く）。
- (3) 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞したとき（ただし、退職日から3月以内に第2条第1項第2号の要件を満たす別の企業等に就業する場合を除く）。
- (4) 羽島市への転入日、第2条第1項第2号アの要件を満たす企業等への就業開始

日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から3年未満に羽島市から転出したとき。

(5) 羽島市への転入日、第2条第1項第2号アの要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に羽島市から転出したとき。

(6) 虚偽の申請であること、又は居住及び申請時の要件に係る就業の実態がないこと等が明らかとなったとき。

(返還請求)

第11条 市長は、前条第1号から第4号まで及び第6号の規定により交付決定を取り消したときは、地方就職支援金の全額の返還を地方就職支援金返還請求書（別記第8号様式。以下「返還請求書」という。）により請求するものとする。

2 市長は、前条第5号の規定により交付決定を取り消したときは、地方就職支援金の半額の返還を返還請求書により請求するものとする。

(延滞金)

第12条 前条の規定により地方就職支援金の返還を請求された者は、これを返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岐阜県地方就職学生支援事業における羽島市地方就職支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった地方就職支援金の

交付決定等に適用し、同日前に申請のあった地方就職支援金の交付決定等については、なお従前の例による。